

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年三月三十一日法律第九号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中港湾法第三条の二第二項に一号を加える改正規定及び同法第三条の三第二項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第三項の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二・三（略）